

令和6年中における救急出動件数のうち、正しいものを次の中から選んでください。

- ①約770万件
- ②約640万件
- ③約520万件



緊急自動車への対応

緊急自動車がより早く、より安全に現場に到着するためには、一般車両の協力が不可欠です。運転者一人ひとりの適切な判断と落ち着いた行動が、人命を救うことにつながっています。しかし、対応を誤ると救命活動に遅れが生じるだけでなく、新たな事故を生む可能性もあります。今月は緊急自動車が接近してきた際の正しい対応について、改めて確認してみましょう。

緊急自動車とは

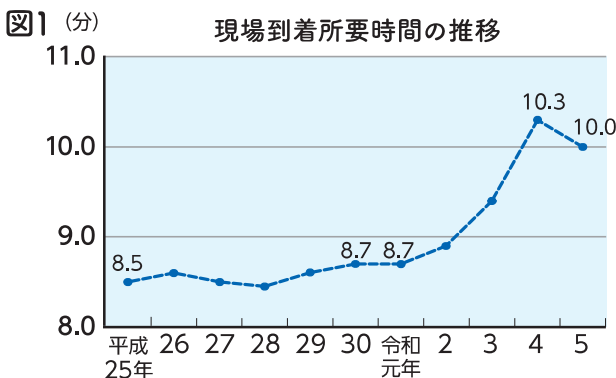
サイレンを鳴らし、赤色の警光灯をつけ、緊急用務のために走行しているものをいいます。サイレンを鳴らしていないときや、警光灯が青色の車両は緊急自動車に該当しません。多くの場合、急病・事故・火災等、人命にかかわるため、どれだけ早く現場に到着できるかが重要です。道路交通法では緊急自動車の優先通行権が認められており、一般車両はその進路を妨げてはならないと定められています。緊急自動車へ進路をゆずることはマナーではなく義務であり、違反をすると反則金や減点等の罰則の対象にもなります。

※道路交通法 第39条、第40条

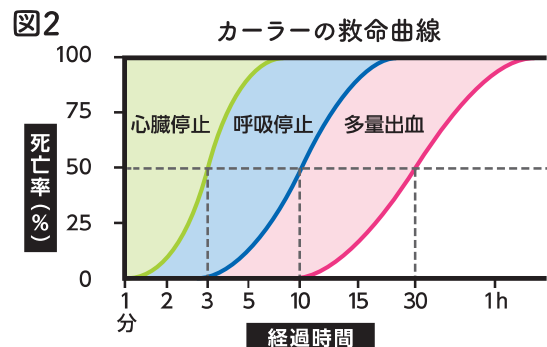


一刻を争う救命の場

現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)の平均は年々延伸傾向にあり、令和4年では約10.3分、令和5年では約10.0分と、2年連続で10分台を記録しています(図1)。これには様々な要因が影響していますが、その一因に交通渋滞や緊急自動車の走行への妨害があると考えられます。死亡率は心臓停止後約3分で50%、呼吸停止後約10分で50%、多量出血後約30分で50%に達するといわれており、時間の経過とともに死亡率が高まるため、1分、1秒でも早く救命処置を行うことが重要です(図2)。交通参加者が適切に行動することで、現場到着に要する時間を短縮し、多くの命を救うことができます。



出典:消防庁 報道資料「令和6年版 救急・救助の現況」より弊社作成



出典:M.Cara: 1981.「カーラーの曲線」より弊社作成

